

# ＜参考資料＞

## 海外における入院医療に関して

厚生労働科学研究  
精神障害者への対応への国際比較に関する研究  
主任研究者 中根 允文  
(研究分担者 伊藤弘人)

1

## 調査方法

1. 発表された多国間比較の調査研究
  - Saize HJ, et al. Br J Psychiatry 184: 163-168, 2004
  - Dressing H, et al. Social Psychiatry Psychiatr Epidemiol 39: 797-803, 2004
  - Kallert TW, et al. J Forensic Mental Health 6: 197-207, 2007
2. 当該国に詳しい研究者へ協力依頼
  - 英国: 西田淳志研究員(東京都精神医学総合研究所)  
(協力: ロンドン大学精神医学研究所 安藤俊太郎先生)
  - イタリア: 水野雅文教授(東邦大学)
  - オランダ: 鈴木友理子室長(国立精神・神経医療研究センター)
  - フランス: 杉浦寛奈医師(横浜市立大学精神医学教室)  
(協力: Dr. Pierre Bastin, Mental health advisor, Médecins Sans Frontières)
  - フィンランド: 野田寿恵室長(国立精神・神経医療研究センター)
  - 韓国: 竹島正部長・趙香花研究員(国立精神・神経医療研究センター)および藤本美智子医師(National Institutes of Health)
  - オーストラリア(ビクトリア州): 竹島正部長
3. 資料作成方針
  - 既存調査研究をベースに詳細調査国の情報を追加

2

# 非任意入院に関する法律

	名称	備考(種類・要件等)
英国 (イングランド)	Mental Health Act	(1) 評価入院, (2) 治療のための入院, (3) 緊急評価のための入院, (4) 入院中患者の非同意入院
フィンランド	Mental Health Act (Mielenterveyslaki)	【要件: 全要件が必要】(1) 精神疾患の存在, (2) 治療をしなければ重症化することないし本人ないし他者への安全が守れないこと, (3) 他の治療では不十分であること
フランス	Loi du 27 juin 1990	(1) Hospitalisation d'office, (2) Hospitalisation d'office si danger imminent, (3) Hospitalisation a la demande d'un tiers, (4) Hospitalisation d'extreme urgence
イタリア	Legge 180(法180号): 1978年	【要件: 次の場合市長同意文書発行】(1) 精神神疾患の存在, (2) 治療必要性 (3) 患者が治療を拒否, (4) 強制入院以外の選択肢がない, (5) 公的施設勤務する別の医師の判断も同様
オランダ	Psychiatric Hospitals (Compulsory Admissions) Act	【要件】(1) 精神疾患の存在, (2) 精神疾患のために本人自身に危険, (3) 入院以外では回避できないこと
韓国	精神保健法	(1) 保護義務者による入院(精神科専門医の診断、保護義務者2人の同意で精神医療機関の長は6ヶ月間入院させることができる), (2) 市・道知事による入院(精神科専門医または精神保健専門要員の申請により2週間入院させることができる), (3) 応急入院(医師および警察官の依頼により、精神医療機関の長は72時間を限って入院させることができる)
オーストラリア (ビクトリア州)	Mental Health Bill 2010 (Exposure Draft)	【要件】(1) 対象者が精神疾患に罹患している, (2) 治療により、病状悪化防止または軽減が期待できる, (3) 精神病ゆえに対象者に治療についての正常な判断能力が失われている, (4) もし拘束しなければ深刻な自傷他害または状況悪化の恐れがある, (5) 他より緩い手段では代替できない

3

## 保護者制度

	保護者制度	保護者(提案者・請求者)順位	権利・義務
英国 (イングランド)	あり <sup>注1</sup>	提案者: 1. 配偶者/パートナー、2. 息子/娘、3. 父/母、4. 兄/姉、5. 祖父母、6. 孫、7. 叔父/叔母、8. 甥/姪	非任意入院の申し込み、患者の入院の通知、入院検討時に相談(意見を求められる)、入院申し込みへの反対、患者が退院時の通知、退院後ケアやサービス計画策定に関与
フィンランド	なし	—	—
フランス	あり	入院要望者に関する規定なし(四親等までの親族と希望者に保護者資格があるが、入院前に本人を知っている必要がある) <sup>注2</sup>	規定なし
イタリア	なし	—	—
オランダ	あり (民法)	請求者: 後見人、配偶者・パートナー(拒絶しない場合)、親、子供、兄弟	善管注意義務 (サービス提供者の保護者らへの責務。退院後の引き取り義務の記載はない)
韓国	あり	(1) 扶養義務者: 直系血族およびその配偶者間の協定により、協定がない場合は当事者の申請により裁判所が決定。その他の生計を共にする親族者 (2) 後見人: 最近親族の年長者、前項に関わらず養父母が存在する場合は、養父母、養家血族を先順位にする。	適切な治療を受けさせる義務、自傷他害行為が起らないよう監護する義務、財産上の利益などの権利擁護
オーストラリア (ビクトリア州)	あり (Mental Health Bill 2010: Exposure Draft)	患者が保護者を指定(指定の時点でその効果の正常な判断が可能な場合)。保護者は18歳以上で、責務を担う能力と時間的余裕があり、引き受けるのが嫌でない者でなければならない	患者の個人情報の提供を受け、治療等の方針・計画等について協議し、患者の権利を擁護

注1 家族からの提案がなくとも、他の要請があればソーシャルワーカーが中心となって手続きが進められる。

注2 担当ソーシャルワーカー、入院施設以外の医師である担当医を含む(保護者からの入院要望は必須)

4

## 英国(イングランド)

### 入院の類型ごとの特徴

型	名称	概要	目的	対象者(全てを満たす)	権限の主体
1	評価のための入院	最長28日間	評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害に罹患しており、評価のための入院が必要。</li> <li>・自身の健康または安全、もしくは他者の保護のために入院が必要。</li> </ul>	2名の医師 (うち1名は国家承認を受けた精神科医)
2	治療のための入院	最長6ヶ月間 (最初6ヶ月間延長、以後1年間の延長)	治療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害に罹患しており、治療のための入院が適切。</li> <li>・適切な治療が存在する。</li> <li>・自身の健康または安全、もしくは他者の保護のために、入院環境下でないと受けられない治療が必要である、</li> </ul>	2名の医師 (うち1名は国家承認を受けた精神科医)
3	緊急評価のための入院	最長72時間	緊急	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価のための緊急入院が必要</li> <li>・2人目の医師を待つことが「望ましくない遅れ」をもたらす</li> </ul>	1名の医師
4	既に入院している患者の非任意入院	最長72時間	緊急	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(型1や2による)評価や治療のための入院がなされるべき</li> </ul>	1名の医師 または 国家承認を受けた精神保健従事者

東京都精神医学総合研究所 西田淳志研究員資料  
協力: ロンドン大学精神医学研究所 安藤俊太郎先生

5

## 英国(イングランド)

### 非自発的入院の判断や同意を行う者と手続き

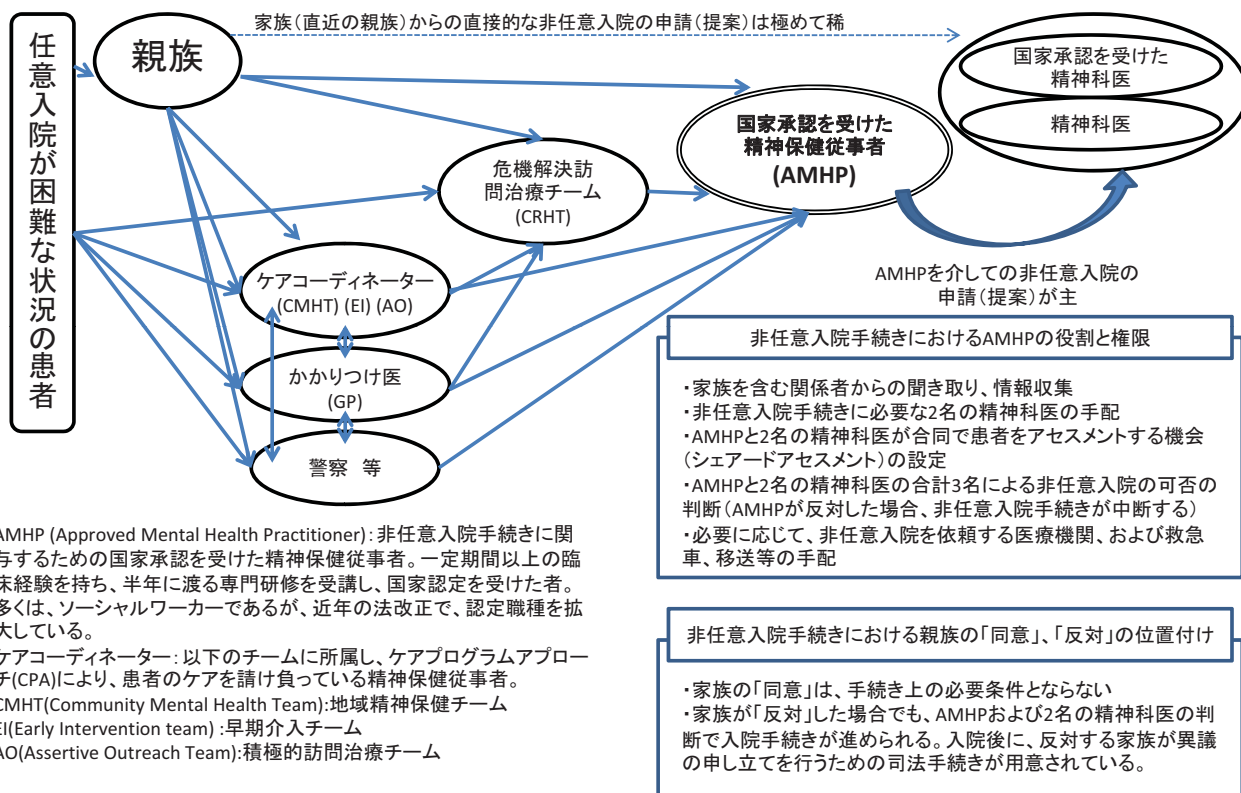
型	名称	判断者	提案者	決定者	手続き
1	評価のための入院	2名の医師 (うち1名は国家承認を受けた精神科医)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で承認された精神保健従事者</li> <li>・直近の親族</li> </ul>	(判断者と同じ)	判断者と提案者が病院に書類を送る
2	治療のための入院	2名の医師 (うち1名は国家承認を受けた精神科医)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で承認された精神保健従事者(直近の親族が反対しない場合)</li> <li>・直近の親族</li> <li>・州裁判所(強制退去)</li> </ul>	(判断者と同じ)	判断者と提案者が病院に書類を送る
3	緊急評価のための入院	1名の医師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で承認された精神保健従事者</li> <li>・直近の親族</li> </ul>	(判断者と同じ)	判断者と提案者が病院に書類を送る
4	既に入院している患者の非任意入院	1名の医師 または 国家承認を受けた精神保健従事者	該当なし	(判断者と同じ)	判断者が病院に書類を送る

東京都精神医学総合研究所 西田淳志研究員資料  
協力: ロンドン大学精神医学研究所 安藤俊太郎先生

6

# 英国(イングランド)

## AMHPが起点となる非任意入院手続きの概略



7

# フィンランド

## 入院の類型ごとの特徴

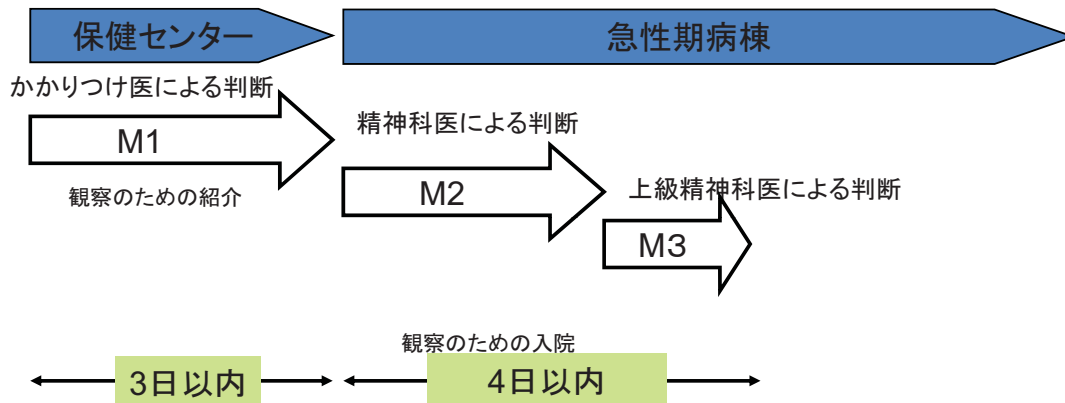
名称	概要	目的	対象者	権限の主体
Involuntary treatment (非任意治療)	<p>段階1: (地域医療を担当する)医師(主として精神保健センター)による観察のための入院の指示</p> <p>段階2: 精神科病院で観察を担当する医師による観察結果の記述。もし不適であれば直ちに退院</p> <p>段階3: 前者で適応という判断であれば、精神科を専門とする主任医師による非同意入院の決定</p>	記述なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神疾患である</li> <li>・治療をしなければ重症化する、ないし本人ないし他者への害の危険がある</li> <li>・他の方法では不十分</li> </ul>	<p>段階1: 地域の医師</p> <p>段階2: 精神科病院での担当医師</p> <p>段階3: 精神科を専門とする主任医師</p>

## 非自発的入院の判断や同意を行う者と手続き

名称	非任意入院の判断者	同意者	決定者	手続き
非任意治療	精神科を専門とする主任医師が最終の判断を行う	なし	主任精神科医	

# フィンランド

## 非任意入院のプロセス



非任意入院は最長3ヶ月まで。

3ヶ月を超える場合はsenior psychiatristによる書面(M3)によって県に報告しなければならない。

6ヶ月を超える場合は、上図のM1, M2, M3を経なければならない。

同意入院患者の退院制限があった場合、4日以内にM3を行わなければならない。

国立精神・神経医療研究センター 野田寿恵室長資料

9

# フランス

## 入院の類型ごとの特徴

型	名称	概要	目的	対象者	権限主体
1	Hospitalisation d'office (Article L.3213-1)	危険状態(警察等が作成)および精神疾患の既往歴 退院: 司法判断および精神科医の助言	公衆の安全および個人の安全を守る	自傷他害の恐れのある者	行政官 (Prefet)
2	Hospitalisation d'office si danger imminent (Article L.3213-2)	危険状態(警察等が作成)および精神疾患の既往歴 退院: 司法判断および精神科医の助言 期間: 48時間	公衆の安全および個人の安全を守る	自傷他害の恐れのある者	行政官 (Prefet)
3	Hospitalisation a la demande d'un tiers (Article L.3212-1)	(1) 保護者からの入院要望書、(2) 医師による入院加療必要証明書、および(3) その証明書に同意する別の医師による同意書(すべて15日以内に作成されたもの) 退院: 精神科医1人の判断	迅速な加療	緊急の加療が必要であり、生涯に渡る医療的指導が必要な者で同意能力がない者	精神科医
4	Hospitalisation d'extreme urgence (Article L.3212-3)	(1) 保護者からの入院要望書、および(2) 医師による入院加療必要証明書 退院: 精神科医1人の判断	迅速な加療	緊急の加療が必要であり、生涯に渡る医療的指導が必要な者で同意能力がない者	精神科医

杉浦寛奈医師(横浜市立大学精神医学教室)

作成協力: Dr. Pierre Bastin (Mental health advisor, Médecins Sans Frontières)

## フランス

### 非自発的入院の判断や同意を行う者と手続き

型	名称	申立者	同意者(提案者)	決定者	手続き
1	Hospitalisation d'office,	行政官 (Prefet)	入院施設とは異なる施設所属の医師1人	行政官 (Prefet)	入院後24時間、15日、1ヶ月のタイミングで精神科医が入院再評価
2	Hospitalisation d'office si danger imminent	警察	入院施設とは異なる施設所属の医師1人もしくは行政官 (Prefet)	行政官 (Prefet)	24時間以内に医師が入院継続を評価入院後24時間、15日、1ヶ月のタイミングで精神科医が入院再評価
3	Hospitalisation a la demande d'un tiers	保護者	入院施設とは異なる施設所属の医師1人	入院施設所属の医師1人	入院後24時間、15日、1ヶ月のタイミングで精神科医が入院再評価
4	Hospitalisation d'extreme urgence	保護者	入院施設とは異なる施設所属の医師1人 決定者	入院施設とは異なる施設所属の医師1人	24時間以内に精神科医が入院継続評価入院後24時間、15日、1ヶ月のタイミングで精神科医が入院再評価

杉浦寛奈医師(横浜市立大学精神医学教室)

作成協力: Dr. Pierre Bastin (Mental health advisor, Médecins Sans Frontières)

11

## イタリア

### 入院の類型ごとの特徴

名称	概要	目的	対象者	権限主体
任意入院	本人の任意による	治療	全精神障害者	
非任意入院	下記	強制治療	同上	市長

### 非任意入院の判断や同意を行う者と手続き

名称	判断者	同意者	決定者	手続き
非任意入院	主治医+別の公立病院の医師	医師2名のみ	市長	市長の発行書類

## 入院の類型ごとの特徴

名称	概要	目的	対象者	権限の主体
Interim order (仮命令)	段階1: 配偶者、親、保護者の仮命令請求 段階2: 治療に関与していなかった精神科医による申告 段階3: 検察官による仮命令請求 段階4: 裁判所による対象者の審問、専門家等の召喚、審理、決定	記述なし	・精神疾患が対象者自身にとっての危険に該当 ・危険を精神科病院以外の者又は施設の介入によって回避できない	裁判所(検察官の申立て)
Further detention order (収容延長命令)	段階1: 対象者が入院している精神科病院の医長による申告書の添付 段階2: 検察官による申立て(申告書に治療計画を添付) 段階3: 病院の裁判所管轄区域の裁判所が4週間以内に決定	記述なし	・精神疾患の継続と、対象者にとっての危険の持続 ・当該危険を精神科病院以外の者又は施設の介入によって回避できない	裁判所(検察官の申立て)
Provisional detention and provisional detention extention order (仮収容及び仮収容延長命令)	対象者の条件を満たすものに対して、市長(または委任者)は仮収容を命令することができる。 対象者が精神科病院に入院した場合、市長の指名を受けた者は、命令(仮収容)の写しを手渡すものとする。	記述なし	・対象者が危険に該当 ・精神疾患が対象者の危険の原因であると考えられる十分な理由がある ・当該危険が差し迫っているため、仮命令の申立を待つ時間がない ・当該危険を精神科病院以外の者又は施設の介入によって回避できない	・市長(権限の遂行の市議員への委任が可能) ・市長(仮収容命令の執行を、精神疾患を有する者のケアに関する学識経験者の支援を受けて政策業務の遂行の担当職員に委任) 市長からの指名者は、自他に危険のおそれのある物品を、対象者から取り上げることができる。また対象者の着衣又は身体を捜索する権限を有する。

国立精神・神経医療研究センター 鈴木友理子室長資料  
13

## 非任意入院の判断や同意を行う者と手続き

名称	非任意入院の判断者	請求者	決定者	手続き
Interim order (仮命令)	治療に関与していなかった精神科医による申告、裁判所による対象者の審問、専門家等の召喚、審理	配偶者、親(一方、または両方)、保護者	裁判所	検察官から請求を受けて裁判所が命令
Provisional detention and provisional detention extention order (仮収容及び仮収容延長命令)	精神科医(できれば患者を治療していない精神科医)、又は精神科医がいない場合は精神科医以外の医師(できれば患者を治療していない医師)が、証明できる申告をするまでは、市長は仮収容を命令してはならない。 申告を行う医師が精神科医ではない場合は、可能であれば、事前に精神科医(対象者が精神科医による治療を受けている場合は、できれば当該精神科医)に相談するものとし、申告を行う医師が当該患者の一般開業医ではない場合は、可能であれば、事前に当該一般開業医に相談するものとする。直前の文に定める相談が行われなかった場合には、申告を行う医師は、相談を行わなかった理由を述べるものとする。	対象者が入院した場合、市長は、仮収容命令で対象者を入院させた旨を、可能であれば、対象者の配偶者、法定代理人及び近親者に通知する	市長	

国立精神・神経医療研究センター 鈴木友理子室長資料  
14

# オランダ 参考：一定条件下で入院の強制力をもつ治療形態

## 入院の類型ごとの特徴

名称	概要	目的	対象者	権限の主体
Conditional order (条件付き命令)	段階1: 治療に関与していない精神科医による申告 段階2: 裁判所は、主治医が対象者と協議のうえ作成した治療計画を審査 段階3: 検察官による条件付き命令申立て 段階4: 裁判所による治療計画書の審査、条件付き命令の決定	記述なし	・対象者の精神疾患が危険の原因である ・精神科病院(精神障害者施設又は高齢者介護施設ではないもの。)以外で、一定の条件下で十分に管理できるものであること。	裁判所(検察官からの請求)
Observation order (観察命令)	定義: 対象者を精神科病院に入院させ留置することを義務づける命令(検察官からの請求) 条件: 裁判所が、対象者が精神疾患のため対象者自身にとって危険であると疑う十分な根拠が存在すると判断した場合	記述なし	・対象者が精神疾患に罹患していること ・かかる疾患のため、対象者が対象者自身にとって危険であること。	裁判所(検察官から請求)

## 非任意入院の判断や同意を行う者と手続き

名称	治療の判断者	同意者	決定者	手続き
Conditional order (条件付き命令)	有効期間: 6ヶ月(1年ごとの更新) 治療計画には、命令条件を対象者が遵守しなかった場合(又は条件の遵守状況からみて精神科病院外では危険を十分に管理することができなくなった場合)に対象者を入院させる精神科病院の名称を記載する 上記場合(または入院を要求した場合)には、精神科病院の医長は、当該病院に本人を入院させるものとする。 入院は、事前に対象者にみずからの意見を述べる機会を与えるまで、又は治療に関与していない精神科医が評価して対象者の入院を承認する旨の申告書を治療提供者に提出するまでは、開始してはならない。	対象者本人 権利概要書は速やかに本人に交付 対象者の地位の口頭による説明 治療提供者は、対象者の同意を得て、治療計画を変更することができる(修正治療計画を、裁判所及び当該裁判所に係る検察官に、直ちに送付する)	裁判所(検察官からの請求)	対象者又は治療提供者は、命令の条件の変更又は別の治療提供者の任命を裁判所に申し立てることを検察官に書面で請求することができる。 医長が入院決定した時からは、条件付き命令を仮命令として取り扱う。

国立精神・神経医療研究センター 鈴木友理子室長資料

## 韓国

# 韓国の精神科入院制度

- 任意入院(自意入院)
- 非任意入院(括弧内は、判定者・実施者・その他条件)
  - ①保護義務者による入院(精神科専門医の診察、保護義務者の同意、精神医療機関の長による入院、6ヶ月以内)
  - ②市・道知事による入院(精神科専門医または精神保健専門要員が診断および保護を申請、2週間以内)
  - ③応急入院(医師および警察官の同意により入院を依頼、精神医療機関の長が72時間において入院させることができる。警察官は精神医療機関まで護送)
- 仮退院: ①、②の場合、2人以上の精神科専門医により仮退院が可能。市・道知事は①では6ヶ月、②では3ヶ月退院後の経過観察が可能。いずれも2名の専門医により3カ月間の再入院が可能。これらは大統領令で定める。
- 通院措置: 精神医療機関の長は、保護義務者の同意を得て、一年以内の通院命令を市・道知事に請求することができる。
- 根拠法: 精神保健法



# オーストラリア(ビクトリア州)

## 非同意入院制度に関する法律

- 法律の名称:
  - Mental Health Bill 2010 (Exposure Draft)
- 非同意入院に係る法律構成(条項の抜粋):
  - Part 5 Compulsory patients
- 入院治療命令に関する条文の抜粋:
  - clause 70 Criteria for Inpatient Treatment Orders
    - 入院治療命令に必要な基準は以下の通りである。
      - 対象者が精神疾患に罹患している
      - 治療により、病状悪化防止または軽減が期待できる
      - 精神病ゆえに対象者に治療についての正常な判断能力が失われている
      - もし拘束しなければ深刻な自傷他害または状況悪化の恐れがある
      - 他のより緩い手段では代替できない
 これらの項目の目的は以下の通りである。
      - 強制的命令には精神疾患の診断が必要であることの明瞭化
      - 精神病患者が判断能力を有するとの推定の維持
      - 強制的な命令による影響やリスクの特定
      - 他のより緩い代替手段の検討
      - 拘束・強制治療が有する侵害的な性格の認識
      - 強制治療は様々な要件を満たした強制的な命令の下でのみ行われることの確保
 入院治療命令の有効期限は最大28日である。命令は、条件が満たされなくなれば、直ちに解消されなければならない。

国立精神・神経医療研究センター 竹島正部長資料

17

# オーストラリア(ビクトリア州)

## 入院治療命令の特徴

名称	概要	対象者と目的	権限主体
Inpatient Treatment Order	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 拘束・強制治療には精神疾患の診断が必要。診断が直ちに得られない場合、評価命令が必要</li> <li>2. 評価命令が出されれば対象者を認可された精神保健施設に移送。そこで認定された精神科医が入院治療命令、コミュニティ治療命令、評価命令取消のいずれかを選択</li> <li>3. 強制治療命令の期限切の15日前までに、認定された精神科医は強制治療の是非を判断し、続ける場合は治療延長審査部に諮る</li> <li>4. 連続3ヶ月間強制治療する場合、セカンドオピニオンの精神科医による委員会での検討が必要</li> <li>5. 中立なレビュー職員が、手順順守の確認や法的な助言のため、対象者に定期的に面会</li> <li>6. 正常な判断力を有する時期に残した事前の要望があれば、可能なかぎり配慮される。やむを得ず事前要望と異なる処置を施す場合は、患者、保護人、メンタルヘルスコミッショナーに書面で理由を示す</li> </ol>	<p>以下の全条件を満たす者への治療を確保するのが目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•精神疾患に罹患している</li> <li>•治療により、病状悪化の防止または軽減が期待できる</li> <li>•精神病ゆえに治療についての正常な判断能力が失われている</li> <li>•もし拘束しなければ深刻な自傷他害行為または状況悪化の恐れがある</li> <li>•他のより穏当な手段では代替できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•評価命令: 医療または精神保健の、登録された専門家</li> <li>•入院治療命令、コミュニティ治療命令、評価命令取消: 認可された精神保健施設の認定された精神科医</li> <li>•セカンドオピニオンの精神科医による委員会、およびレビュー職員は、Minister of Health の推薦により Governor in Council が指名</li> </ul>

国立精神・神経医療研究センター 竹島正部長資料

18

## ヨーロッパ諸国の非任意入院(その1)\*

	年	患者割合	100万人対	評価者	基準**	決定者	通院措置
Austria	1999	18%	175人	精神科医	危険	非医療	
Belgium	1998	5.8%	47人	医師	危険	非医療	あり
Denmark	2000	4.6%	34人	医師	危険/治療	医療	
Finland	2000	21.6%	218人	医師	危険/治療	医療	
France	1999	12.5%	11人	医師	危険(注)	非医療(注)	
Germany	2000	17.7%	175人	医師	危険	非医療	
Greece	Na	Na	Na	精神科医	危険/治療	非医療	
Ireland	1999	10.9%	74人	精神科医	危険/治療	医療	
Italy	Na	12.1%	Na	医師	治療	非医療(市長)	
Luxembourg	2000	Na	93人	医師	危険	医療	あり
Netherlands	1999	13.2%	44人	精神科医	危険	非医療	
Portugal	2000	3.2%	6人	精神科医	危険/治療	非医療	あり
Spain	Na	Na	Na	精神科医	治療	非医療	
Sweden	1998	30%	114人	医師	治療	医療	あり
UK	1999	13.5%	48人	精神科医	危険/治療	社会福祉士その他のコメディカル	

注:他に保護者からの要望により精神科医による非任意入院制度が存在する。

\*\*治療:治療必要性 危険:本人・他者への害の危険

\*Salize HJ, Dressing H. Br J Psychiatry 184:163-168, 2004.および

Dressing H, Salize HJ. Soc Psychiatry Psychiatr Epidemiol 39: 797-803, 2004.

19

## ヨーロッパ諸国の非任意入院(その2)\*

	診断から入院までの期間	応急入院時間	入院期間
Austria	4days	48hours	3months
Belgium	15days	10days	40days, 2years
Denmark	24hours (7days)	Na	Na
Finland	3days	Na	9months
France	24hours	48hours	Na
Germany	24hours-14days	24hours (3days)	6weeks, 1 (場合によっては2) years
Greece	10days	48hours	6months
Ireland	24hours	Na	21days
Italy	2days	48hours	7days
Luxembourg	3days	24hours	14days
Netherlands	5days	24hours	3weeks, 6-12months
Portugal	12days	48hours	Na
Spain	Na	24hours	Na
Sweden	4days	24hours	4weeks
UK	14days	72hours	28days(評価), 6months(治療)

\*Salize HJ, Dressing H. Br J Psychiatry 184:163-168, 2004.および

Dressing H, Salize HJ. Soc Psychiatry Psychiatr Epidemiol 39: 797-803, 2004.

20

## ヨーロッパ諸国の非任意入院(緊急)\*

	Proposal	決定者	入院措置期間	監督官庁
Bulgaria	親族・医師	Head of Health Service	24(最長72)時間	裁判所
Czech Republic	両親または親族・後見人	医師	24時間	裁判所
Germany	Administrative authority	Administrative authority/ Police/ Judicial/ Psychiatric hospital	翌日10時まで(1州は72時間)	翌日10時以降は裁判所
Greece	親族または後見人	弁護士(公的)**	48時間	裁判所
Israel	精神医学的評価	病院管理者***	48時間	地方精神科委員会・裁判所
Italy	医師	医師2名	48時間	地方自治体の長(48時間以上は裁判所)
Lithuania	精神科医	精神科医	48時間	裁判所
Poland	医師(精神科医)	精神科医	48時間	裁判所(その後は後見人裁判所の判断)
Slovak Republic	両親または親族・後見人	医師	24時間	裁判所
Spain	誰でも可	精神科医	24時間	裁判所
Sweden	医師	精神科医	4週間	裁判所
UK	親族+認定SW	医師+SW	72時間	精神保健法委員会

\* Kallert TW, et al. International Journal of Forensic Mental Health 6: 197-207, 2007.

\*\*公的な弁護士、検察官など \*\*\*地域の精神科医への紹介が必要

21

## ヨーロッパ諸国の非任意入院(通常)\*

	Proposal	決定者	最長期間(当初)
Bulgaria	後見人・親族・医師	裁判所	34日(評価)、3カ月(入院)
Czech Republic	医師	裁判所	3か月まで
Germany	Administrative authority・後見人	裁判所	6週間(後見人法では12カ月)
Greece	公的な弁護士の下での親族の申請	裁判所	6か月(初期評価は24時間)
Israel	地域の精神科医	地域の精神科医・地域精神科委員会	7日で14日まで延長(最大3カ月)
Italy	サービス担当精神科医	地方自治体の長	7日
Lithuania	精神科医	裁判所	1週間
Poland	親族または後見人	裁判所	10日(評価、最長6週間まで)、3カ月(入院)
Slovak Republic	精神科医	裁判所	3か月
Spain	両親または親族、後見人・公的な弁護士	裁判所	期間の定義なし。6カ月ごとに裁判官へ報告
Sweden	精神科医・医療施設での管理医師	裁判所	3か月
UK	親族+認定SW	医師2名(1名は精神科医)+SW	28日(評価)、6カ月(入院)

\* Kallert TW, et al. International Journal of Forensic Mental Health 6: 197-207, 2007.

22

## まとめ(法律上で明らかになったこと)

- 次の非任意入院制度を有する国が複数存在
  - 親族等の申し立てによる非任意入院制度
  - 医師の判断による非任意入院制度

注:本報告は「家族の意思が非任意入院プロセスに関係するか」という観点からの分析で、わが国における「保護者制度」と同等の制度の存否に関する分析ではない。